

<p>(1) 人間力戦略</p> <p>(健康寿命の増進)</p> <p>・関係府省は、健康に対する食の重要性に鑑み、いわゆる「食育」を充実する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・食育をテーマに「食を考える国民会議」（14年7月）、「食を考える国民フォーラム」（14年7月及び15年1月）を開催。</p> <p>・毎年1月を「食を考える月間」に設定し、国、地方公共団体、各種団体が連携して各種取組を集中的に実施。</p> <p>・文部科学省及び厚生労働省との間で「食育推進連絡会議」を設置（14年11月）。</p> <p>・消費者、生産者等地域の人々が意見交換を行う「農林水産省タウンミーティング」を平成14年3月から計8回開催。</p> <p>・地方農政局等が、学校等の現地に出向いて講義を行う「出前講座」、食と農に関する教材の作成・提供、消費者との各種シンポジウム（14年10月、宮崎市等）等を実施。</p>	<p>・食育活動の推進を通じて、国民の食の安全・安心に対する理解の増進に寄与。</p> <p>・「農林水産省タウンミーティング」により地域における消費者と生産者等のコミュニケーションが促進。</p> <p>・「出前講座」、教材の作成・提供、各種シンポジウム等の開催により、児童等の食と農に対する理解が促進されるとともに、地域レベルでの消費者等とのコミュニケーションが充実・促進。</p>	<p>・国民各層に対する食育活動の一層の推進。</p> <p>・より効果的なコミュニケーションの促進を図るため、多様な形態での「農林水産省タウンミーティング」の開催。</p>	<p>②平成15年末</p> <p>・食育を推進する国民的な活動の展開（15年度概算決定額7億円）。</p> <p>・「食育推進委員会」の設置。</p> <p>・「農林水産省タウンミーティング」を引き続き実施予定。</p> <p>・地方農政局等における「出前講座」、食と農に関する教材の作成・提供、消費者との各種シンポジウム等を実施し、地域レベルで消費者とのコミュニケーションを今後とも推進。</p>
<p>(4) 産業発掘戦略</p> <p>(ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化)</p> <p>・農林水産省は、関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方で行き交うライフスタイル（デュアルライフ）の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・15年度予算政府案において、都市と農山漁村を双方に行き交うライフスタイルの実現を推進するため、農山漁村情報提供の充実強化、新たなグリーン・ツーリズム等の展開、農地や森林、海辺等を活用した体験活動等の支援、共生・対流の優良事例の表彰等を通じた国民運動の展開等の施策を創設。</p>	<p>・長野県飯田市の例 平成14年度17,000人の体験学習の受け入れにより、直接消費額2.9億円、経済波及効果7.0億円</p>		<p>①第156回国国会会期末～③それ以降</p> <p>・各事業の着実な実施により、都市と農山漁村を双方で行き交うライフスタイルの実現を推進。</p>

生・対流を推進する。

・関係副大臣から構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を平成14年9月に設置し、都市と農山漁村の共生・対流に係る国民運動の展開について検討。

・都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けて、平成14年7月に関係7省の連絡協議会を設置。

・住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組を促進する新たな土地利用の枠組み構築について、平成14年6月より有識者懇談会を4回にわたって開催し、8月に懇談会の論点整理を発表。市町村長等との意見交換を2回にわたって実施。

・構造改革特別区域制度において、農地等の権利取得に際する下限面積要件を緩和する措置を講じたこととした。

・構造改革特別区域法において、NPO等による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例を措置。

・都市と農山漁村の共生・対流のポータルサイトとしてのホームページを立上げる予定。

・遊休農地や廃校等既存ストックについて、都市と農山漁村の共生・対流の推進に資する用途への活用事例集を作成し、市町村等への配付を予定。

・農山村の新たな土地利用の枠組み構築については、懇談会の論点整理、市町村長等からの意見、及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、全国的な規制の見直しとして検討することが必要。

・構造改革特別区域法に基づく特定農地貸付法等の特例措置の適正かつ円滑な実施。

①第156回国会会期末
・関係副大臣プロジェクトチームにより都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた国民運動の展開方法をとりとまとめ。

①第156回国会会期末
～②平成15年末
・懇談会の論点整理、市町村長等からの意見及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、制度のあり方について検討。
③それ以降
・検討の結果を踏まえ、制度化を目指し、体制の整った市町村から新たな取組へ移行。

①第156回国会会期末
・制度の説明会等による普及。

	農林水産省	・都市と農山漁村の間で、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えたむらづくりを推進する「むらづくり維新」を着実に実施。	・共通社会基盤の整備と新たな自立的コミュニティづくりに向けた「むらづくり維新プロジェクト」を全国約200地区において着手。		①第156回国会会期末～③それ以降 ・「むらづくり維新プロジェクト」を着実に推進。
	農林水産省	・有識者等によるアドバイザー・グループを設置し、ITを活用して魅力ある農山漁村の実現を目指す「e-むらづくり計画」策定に向けた検討を3回実施。		・地方における推進体制の整備。 ・NPO、民間事業者等との連携強化。	①第156回国会会期末 ・「e-むらづくり計画」の策定、公表。 ②平成15年末～③それ以降 ・地方公共団体における「e-むらづくり」の推進。
(4) 産業発掘戦略 (環境産業の活性化) ・関係府省は、協力して、消費者・利用者が環境に優しい製品選択を拡大する観点から、平成14年度からエコマーク、環境JIS、省エネラベリング等による消費者選択への誘引の充実強化を図る。	農林水産省	・国際的な資源管理措置を遵守して漁獲されたまぐろ類か否かについて、消費者が識別することを可能とするためのラベルシステムの導入に向けた検討や、ラベルを導入するためのパイロット事業の実施に対する支援を平成13年度から実施。	・ラベル導入に係るパイロット事業の実施により、まぐろ類に関する資源管理の重要性等についての啓蒙・普及が図られた。	・まぐろ類に係る資源管理の重要性について、消費者全体への普及。 ・我が国は、ほとんど唯一の刺身まぐろの市場であり、その流通形態も多種多様にわたるため、流通経路の研究やラベル導入のためのシステム開発等の更なる検討。	②平成15年末 ・資源管理の重要性に関する普及活動を実施し、流通形態の研究やラベル導入のためのシステムを開発する。 ③それ以降 ・本格的なラベル導入を検討する。
	農林水産省	・平成11年度に改正されたJAS法により、平成12年度に環境への負荷を低減した生産方法によって生産された有機農産物等の第三者認証制度(有機食品の検査認証制度)を導入し、平成13年4月から名称規制(認証を受けていないものに対する「有機」表示の禁止)を行ったところであり、この有機食品の検査認証制度の普及・定着を図るため、14年度より有機農産物認定・普及促進事業(民間団体委託事業:約1,000万円)を実施している。	・有機食品の検査認証制度に基づいて、認定を取得した農家数が平成14年12月19日現在で約4,000戸となっており、土作りを行い、かつ、無農薬・無化学肥料栽培を行っている農家(約1万戸)の4割となっている。	・有機農産物の国内生産量は全生産量の約0.1%に留まっており、また、消費者の有機JASマーク認知度も低率に留まっていることから、生産サイドと消費者サイドへの更なるアプローチが必要。	①第156回国会会期末～③それ以降 ・平成15年度も引き続き、未だ低率に留まっている有機食品の検査認証制度の消費者の認知度、認定状況を改善すること及び信頼性を確保することを目的として、有機農産物認定・普及促進事業(民間団体委託事業:約1,000万円)を実施。

	農林水産省	<p>・「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の見直しを含め、減農薬・減化学肥料等による特別栽培農産物の表示の信頼性確保のための具体的措置、定義の明確化等について検討を行うこととし、(社)日本農林規格協会に特別栽培農産物表示手法検討委員会を設置し、検討を行った。(平成13年10月に設置し、平成14年10月までに計8回開催)</p>	<p>特別栽培農産物表示手法検討委員会は、計8回の検討の結果、平成14年11月に「『特別栽培農産物に係る表示ガイドライン』の改正の方向について(報告)」をとりまとめ、公表した。特別栽培農産物の表示について、「消費者選択への誘引の充実強化」への一定の方向性が示された。</p>	<p>特別栽培農産物表示手法検討委員会の検討結果を踏まえ、平成14年度中を目途に改正作業を行っている。なお、特別栽培農産物に対しては消費者の関心が高いこと、環境保全型農業に取り組んでいる農家が多数(約50万戸)であること等から、当該ガイドラインの改正については、各関係者に対して影響が大きい。そのため、改正に当たっては十分に関係者の意見を改めて聞きながら改正を行う必要があり、パブリックコメントの募集を予定している。</p>	<p>①第156回国国会会期末 ・「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の改正作業(パブリックコメントの募集を含む。) ②平成15年末～③それ以降 ・改正後の新ガイドラインに基づく表示やその仕組み等の早急な普及・定着を図る。(特別栽培農産物新表示ガイドライン消費者普及事業、平成15年度概算決定額約400万円)</p>
<p>(4)産業発掘戦略(食料産業の活性化) ・農林水産省及び関係府省は、「安全で安心」な食品を供給するため、牛肉、野菜等がいつ、どこで、どのように生産・流通されたのかについて把握できる仕組み(トレーサビリティシステム)を、平成15年度から導入する。</p>	農林水産省	<p>・牛肉については、 ①牛の個体識別システムを構築し、インターネットによる個体情報の公開を開始(14年10月) ②安全性に対する消費者の信頼を確保する等の観点から、生産から流通・消費の各段階で個体識別番号等により牛の個体情報が正確に伝達されるための制度を構築することとし、そのための新法案(「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」(牛肉トレーサビリティ法案))を第156回国会に提出。</p>	<p>・インターネットによる個体情報の公開に対しては、消費者等によるアクセス件数は76,745件(14年10月～15年1月)</p>		<p>①第156回国国会会期末 ～③それ以降 ・牛肉トレーサビリティ法案の公布後6ヶ月以内に個体識別番号による牛の出生からと畜までの生産履歴情報の一元管理・公表の措置を実施するとともに、1年6ヶ月以内に国産牛の精肉に個体識別番号等の表示の義務付け等の措置を実施。 ・牛肉トレーサビリティ法の円滑な施行</p>

		<p>・14年度食品トレーサビリティシステム開発・実証試験の実施（野菜、鶏肉等7課題）</p> <p>・青果物、米、豚肉、鶏肉、鶏卵、養殖水産物、きのこ類について、トレーサビリティシステム導入のために必要な情報関連機器の整備等の支援を15年度予算政府案において実施。</p> <p>・加工食品等の多種多様な原材料を用いた食品や市場経路等より複雑な流通形態に対応したトレーサビリティシステムの確立に必要な実証及びトレーサビリティの普及啓発を15年度予算政府案において実施。</p>	<p>・トレーサビリティシステムに関する実証試験により事業者によるトレーサビリティシステム導入が促進。</p>	<p>・トレーサビリティの普及啓発活動の一層の推進。</p>	<p>②平成15年末～③それ以降</p> <p>・トレーサビリティシステム導入を促進。</p> <p>・トレーサビリティシステムの確立に必要な実証及びトレーサビリティの普及啓発の実施。</p>
<p>(4) 産業発掘戦略 (食料産業の活性化)</p> <p>・平成14年度から、食品表示制度を含めた食品安全行政の抜本的な改革に着手し、消費者に信頼される食の安全安心体制を構築する。特に、内閣官房は関係府省と協力して、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会(仮称)を新たに設置するための法案及び消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための食品安全基本法案(仮称)を平成15年の通常国会に提出するとともに、農林水産省等は、リスク管理部門を産業振興部門から分離・強化する等所要の見直しを図る。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・食の安全・安心に関わる政策を推進するため、「食の安全・安心のための政策推進本部」を農水省内に設置。</p> <p>・農林水産省の食の安全・安心に関する政策の方向を国民にわかりやすく示すため、「食の安全・安心のための政策大綱」の中間とりまとめを公表し、パブリックコメント、地方における意見交換等を実施。</p> <p>・農林水産省における食品安全行政の体制強化を図る等の所要の見直しを行う農林水産省設置法改正法案を第156回国会に提出。</p>	<p>・「消費者の視点立った安全・安心な食料の安定供給」、「政策づくりへの消費者や生産者などの参画」の重要性について意識改革が促進された。</p>	<p>・消費者・生産者など関係者の意見を反映した施策づくりを推進。</p>	<p>①第156回国会会期末</p> <p>・「食の安全・安心のための政策大綱」の策定。</p> <p>・農林水産省設置法改正法案の成立を目指す。</p> <p>②平成15年末</p> <p>・食と食の安全についての情報を共有するためのリスクコミュニケーションの強化(平成15年度概算決定額3億円)。</p> <p>・農林水産省組織の改革再編。</p>

農林水産省	<p>・食品の表示制度に関する懇談会の中間取りまとめ等における指摘を踏まえ、厚生労働省等と連携し、</p> <p>(1) 14年12月にJAS法に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同会議を設置し、食品の表示に関する基準全般について調査審議を開始(14年12月11日に第1回、15年1月22日に第2回、15年2月18日に第3回会議を開催。)し、</p> <p>(2) 14年12月にJAS法及び食品衛生法で規定された表示に関する相談等を一元的に受け付ける相談窓口を設置したほか、</p> <p>(3) 食品の表示制度全体を一覧できるような分かりやすいパンフレットやQ&Aを作成することとしている。</p>	<p>(共同会議) 期限表示(品質保持期限及び賞味期限、消費期限)の用語の統一等複数の検討事項について、現在、審議継続中。</p> <p>(相談窓口) 15年1月現在、合計219件の相談を受け付け。</p>		<p>①第156回国会会期末～③それ以降</p> <p>・引き続き、食品の表示に関する共同会議において食品の表示に関する基準全般について調査審議を行う等、わかりやすく信頼される食品表示に向けた検討を行う。</p> <p>・(共同会議) 今後、おおむね3ヶ月ごとにそれまでの検討事項に関する改正の方向性の取りまとめを行う。</p> <p>・(パンフレット等) 年度内を目途に、事業者向けQ&Aを厚生労働省及び農林水産省のホームページに掲載。</p>
農林水産省	<p>・食肉等の表示実態調査を実施するとともに、食品表示110番や食品表示ウォッチャーを設置することにより、消費者等の協力を得た食品表示の監視体制を充実。</p>	<p>消費者への情報提供と実効性確保の観点からJAS法を改正し(平成14年7月4日施行)、公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置を講じた。</p> <p>平成15年1月末までに食品表示110番に合計5,358件の問い合わせ。</p> <p>約1,600名を食品表示ウォッチャーとして委嘱。</p>	<p>・食品表示の監視体制をより一層強化。</p> <p>・食品表示の普及啓発を一層強化。</p>	<p>①第156回国会会期末～③それ以降</p> <p>・農林水産省の組織再編の一環として食品表示の監視担当部門を大幅に強化するとともに、食品表示ウォッチャーを2,500名に増強する。</p> <p>・厚生労働省及び公正取引委員会と協力して作成した食品の表示を一覧できるパンフレットを配布する。</p>

	農林水産省	<p>・食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出。</p>			<p>①第156回国会会期末 ・食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の成立後、その着実な施行を図る。 ②平成15年末～③それ以降 ・特に中小食品製造事業者等に対し、食品の製造過程の管理の高度化を更に促進するための人材育成や技術情報の提供による支援措置を行う。(平成15年度予算2.0億円)</p>
--	-------	--	--	--	---

<p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化) ・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。</p>	<p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマスを地域の中で循環利用するための地域システムの構築や利活用施設の整備を総合的に実施する制度を創設。</p>	<p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・バイオマス関連事業の着実な実施。 ・地域における体制整備や調査・実証等による利活用システムの構築を図るとともに、新技術等を活用した施設整備をモデル的に実施。</p>
--	--	---	--	---	--

<p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化) 農林水産省は、規制改革による林業への民間事業者の新規参入、事業再編の促進、木材の品質向上・供給ロットの拡大等による経営力の強化を通じ、林業や地域産業の活性化、雇用拡大、並びに森林整備保全、地球温暖化防止を図る。また、関係府省は、森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、適正な森林管理のあり方を検討。</p>	農林水産省	<p>・平成14年度から、都道府県ごとに策定する林業・木材産業構造改革プログラムに即し、林業経営や施業の効率化、木材産業の構造改革等に資する施設の整備を推進。 (木材の品質向上のための乾燥施設等の導入、スケールメリットを活かしたコスト低減と、供給ロット拡大による木材安定供給のための大型製材施設の導入等)</p> <p>・木材利用の拡大の取り組みを推進するための補助事業の措置、木材利用を促進するための税制改正を措置。(15年度改正予定)</p>	<p>・高性能林業機械等の導入43力所、製材機械や乾燥装置等、加工施設、原木自動選別機等、流通施設の整備130力所等を実施。 ・需要者のニーズに応じた木材を低コストで安定的に供給することで競争力強化を図った。</p>	<p>林業経営や施業の効率化、木材産業の構造改革、木材利用拡大の取組の一層の推進。</p>	<p>①第156回国国会会期末～③それ以降 ・林業・木材産業構造改革プログラムに即した施設の整備等を推進。</p>
		<p>・木材に関する技術開発の進め方、取組課題等を取りまとめ、「木材利用及び木材産業に関する技術開発目標」として策定(平成14年11月)。</p>		<p>企業競争力の確保、消費者視点の重視、循環型社会への対応、新分野への挑戦の観点に立った技術開発の推進。</p>	<p>①第156回国国会会期末～③それ以降 左記目標の実現に向けた取組を推進。</p>
		<p>・14年度から森林整備事業の事業主体に、市町村長等から森林施業計画の認定を受けた、民間事業者等も参加できるよう措置。</p>	<p>・民間事業者等の新たな担い手の追加により、地域の実情に応じた主体による森林整備が実現。</p>		